

水道メーターの隔月検針実施について

1 目的

水道メーター検針に関する業務を見直し、関係する事務を効率化することで経費の削減を図る。

2 実施内容

(1) 実施日 令和9年10月（11月検針分）から

(2) 主な変更点

内容	変更前	変更後
検針	毎月 1日～7日	2か月に1回 奇数月の8日～14日
支払い	毎月支払い	2か月に1回 偶数月に2か月分を支払い
支払期日	検針月の月末 (休日の場合は金融機関の 翌営業日)	検針翌月（偶数月）の月末 (休日の場合は金融機関の 翌営業日)
漏水減免 対象	1か月分	2か月分

(3) 料金算定方法 2か月分の使用水量を二等分し、1か月あたりの使用量として算定する。

3 移行スケジュール

年度		令和8年度								令和9年度										
項目		R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4	R9.5	R9.6	R9.7	R9.8	R9.9	R9.10	R9.11	R9.12		
庁内協議		↔																		
上下水道料金等審議会		↔																		
料金システム		↔								↔										
金融機関との調整							↔													
各種印刷物の変更			↔																	
議会		↔																		
住民周知										↔										
検針		↔								↔										↔